

後期高齢者医療制度 窓口負担割合変更について

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

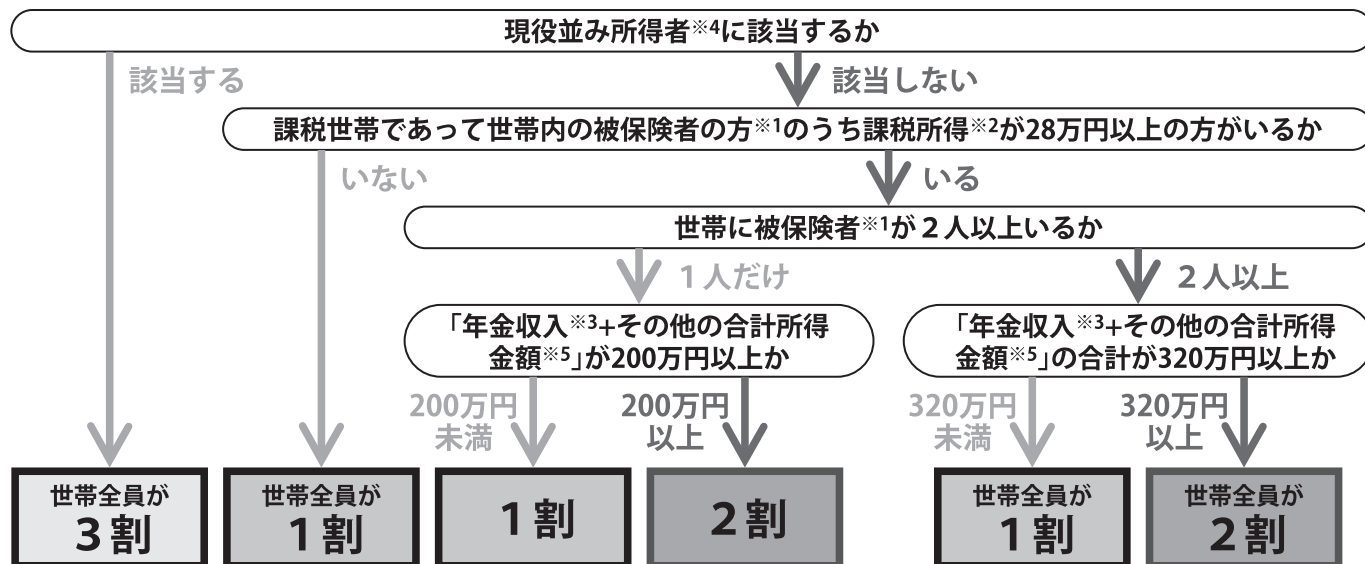
令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。（令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付予定です）



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。また、給与と所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、北海道後期高齢者医療広域連合から令和4年秋頃に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

※自分が窓口負担割合2割の対象者なのか確認がとれるのは、令和4年8月頃からです

後期高齢者窓口負担割合コールセンター（フリーダイヤル：0120-002-719）※令和4年3月末まで

不審な電話があったら、お近くの警察署（#9110）または滝川地方消費者センター（23-4778）へお問い合わせください。

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601、保険医療課 Tel.28-8018